

京都市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年6月20日

京都市長 門川 大作

京都市規則第12号

京都市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

京都市消費生活条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1号ハを次のように改める。

ハ 意思確認のない勧誘（消費者に契約の締結の勧誘を拒絶する旨の意思表示をする機会を与えず、消費者の意に反して当該勧誘を行うことをいう。）

別表第1号フ中「ヒ」を「フ」に改め、同号中フをへとし、ヒをフとし、ハの次に次のように加える。

ヒ 拒絶後の勧誘（消費者が契約の締結の勧誘を受けず、又は契約を締結しない旨の意思表示をしているにもかかわらず、当該契約の締結の勧誘を行うことをいう。）

附 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

(文化市民局市民生活部消費生活総合センター)